

しました

誕生へ

十一月十九日、前橋テルサで前橋市・大胡町・宮城村・粕川村の合併協定調印式が行われました。四市町村長が、これまで合併協議会で話し合った二十四の項目を基本にまとめた合併協定書に署名。これで来年十二月五日の合併に向けて大きく前進しました。ここでは、合併協定書の内容、今後の予定などについてお知らせします。



合併に向け固い握手（左から宮城村長、前橋市長、大胡町長、粕川村長）

平成十三年八月、前橋市・富士見村・大胡町・宮城村・粕川村の五市町村長で「平成十七年三月三十一日の市町村合併特別法期限までに、熟度の高まった市町村から順次合併すること」が確認されました。これを受け、平成十四年四月に前橋市・大胡町・宮城村の三市町村で「前橋広域市町村任意合併協議会」を設置。同年八月には粕川村も加わり、合併に向けた協議を重ねました。

今年三月、前橋市・大胡町・宮城村・粕川村の各議会で法定合併協議会である「前橋広域市町村合併協議会」の設置が議決され、四月に設置。六回にわたる協議会を開催し、その協議結果を「合併協定書」としてまとめ、今回の調印式を迎えました。

協定書の内容（抜粋） 合併の方式

大胡町・宮城村・粕川村を廃し、その区域の全部を前橋市に編入します。

合併の期日

平成十六年十二月五日。

新市の名称

「前橋市」です。

市役所の位置・支所

現在の前橋市役所です。なお、現在の大胡町役場、宮城村役場、粕川村役場は支所とします。

議員の定数・任期

大胡町・宮城村・粕川村の各

議会議員は、前橋市議会議員の残任期間まで（約三カ月間）、前橋市議会議員となります。

なお、前橋市議会議員の定数は、合併後最初に行われる一般選挙で選出される議員任期に限り、四十六人とし、現在の前橋市の選挙区のほかに、合併前の大胡町・宮城村・粕川村の区域ごとに選挙区を設けます。定数は前橋選挙区三十六、大胡選挙区五人、宮城選挙区一人、粕川選挙区三人です。

農業委員会の委員の定数・任期

現在四市町村に設置されている農業委員会は区域ごとに現行のまま農業委員会を設置します。四つの農業委員会は、平成十七年七月二十日、合併後の前橋市を区域とする農業委員会に統合します。

地方税

地方税は本市の制度に統一。ただし、国民健康保険税の税率については別に定めます。

職員の身分

大胡町・宮城村・粕川村の三役や教育長など特別職の身分は四市町村長が別に協議して定めます。ただし、合併に伴い、臨時または非常勤の特別職は設けません。

また、大胡町・宮城村・粕川村の一般職の職員は、すべて前橋市の職員になります。